

公的研究費に係る「監査」取扱要項

(2007年9月18日 教授会承認)
(2007年9月27日 常任理事会承認)
(2015年1月14日 常任理事会承認)

この取扱要項は、公的研究費の諸規程ならびに関連法令等に基づき、当該公的研究費に係る監査の取扱要項を定めるものである。

(内部監査部門の位置づけ)

第1条 内部監査部門を学長の直轄的な組織とする。

(内部監査の内容・体制等)

第2条 監査の内容・体制等は次のとおりとし、別に定める「内部監査手順マニュアル」に基づき実施する。

(1) 監査の実施

公的研究費の取扱要項の定めに従い、執行内容およびその手続きが適正に行なわれているかを厳格に精査する。この場合、会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、体制の不備の検証も行う。

(2) 監査の方法

公的研究費の取扱要項に定めがある場合はその定めに従い、特に定めがない場合は、監査委員が協議のうえ決定する。

(3) 監査体制

学長の推薦に基づき教員より1名、常任理事会の推薦に基づき職員より2名、合計3名の監査委員で構成し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(4) 監査の時期

定期監査は1年に1回実施する。定期監査のほかに、必要に応じて不定期に監査を行なうことがある。なお、公的研究費により特に定めがある場合は、その定めに従う。

(5) その他

その他必要なことは、内部監査委員が協議して定める。

(研究費不正使用防止計画推進室および監事等との連携)

第3条 内部監査部門は、不正防止計画推進室および監事等との連携を強化し、不正発生源に応じた内部監査を実施する。

(学内研究費の監査への準用)

第4条 公的研究費に係る内部監査部門は、公的研究費以外の学内研究費についても、この取扱要項を準用して監査を実施することができる。

(改 廃)

第5条 この取扱要項の改廃は、内部監査部門の議を経て、常任理事会が行う。

付 則

この取扱要項は、2007年9月27日から施行する。但し、2007年4月1日から適用する。

付 則

この取扱要項は、2015年1月14日に改正・施行する。但し、2015年1月7日から適用する。
(第2条改正)

付 則

この取扱要項は、2016年7月13日に改正し、即日施行する。(第4条、第5条改正)